

今こそ、情報公開法を使って関連文書の全面公開を実現させよう！  
**日韓会談文書・全面公開を求める会 ニュース**

第33号（2012年10月24日）

《第3次訴訟勝訴判決特集号》

**およそ7割の文  
書の開示を命じ  
る画期的な勝利  
判決勝ち取る！**

◇ 目 次 ◇

判決概要と意義	2～4
原告の発言	4～5
申し入れ行動報告	5～7
外務大臣への申し入れ書	8
判決骨子	9～17
報道記事	18～23
総会・シンポ案内	24



「勝訴」の垂れ幕を掲げて笑顔の原告（左から2番目が李容洙さん、4番目が崔鳳泰弁護士）と支援者（2012年10月11日、東京地裁正門前）

# 画期的な勝訴判決と今後の課題

弁護団 東澤 靖

日韓会談文書の外務省による不開示処分に対する第三次訴訟における東京地裁の判決は、外務省が不開示としていた文書の約7割について、その全部または一部の不開示を違法とし、その開示を命じるという画期的な勝訴判決となりました。この勝利は単に原告団や弁護団の勝利である以上に、この訴訟をさまざまな形で支えてきた多くの人々の勝利、そして正義と民主主義の勝利といえることができるでしょう。



判決内容を支援者に報告する弁護団

これまで、異議申立を受けて最終的にはすべての文書が開示された第一次訴訟、そして詳細な検討が加えられることなく原告の訴えが棄却された第二次訴訟がありました。それらとは異なり大量の不開示文書が問題とされたこの第三次訴訟において、大部分の開示が認められた今回の判決は、これまでの経過に照らして大きな前進です。そしてその2000頁に及ぶ判決の内容も、その結論のみならず、第1に、外交文書の30年原則（30年を経過した文書は原則公開とすべきこと）を採用したこと、第2に、外務省が抽象的にしか述べてこなかった不開示理由に対して大変な作業の上でその当否を詳細に分類して判断したこと、そして第3に判決の付言によって「真摯かつ速やかな」不開示部分の見直しを外務大臣に求めたこと、など多くの画期的な内容を含むものでした。この判決の内容が実現されることは、長年に秘匿されてきた日韓会談の歴史的事実がより明らかになることによって将来の日韓関係の土台が作られるだけでなく、日本の外交政策に対する国民・市民の民主主義を大きく前進させるという、大きな意義を持つこととなります。

他方で、この判決は、完全な勝利であるということではありません。判決は、約3割の文書については、外務省の不開示の判断を支持しましたし、その結論を支えた情報公開法の解釈にも少なからぬ問題点があります。また、この判決も、私たちがよりいっそうの努力を行わなければ国側の控訴によって上級審によって覆されてしまう危険性を持っています。そしてなによりも、日韓会談文書の全面公開を実現し、明らかとなった歴史的事実の上に日本と韓国、そしてその他の

アジアの国々との間で未解決となっている問題に向き合っていくという大きな目的は、いまだ途なかばです。

そのような目的の実現に向けて、さらに大きな運動を作り出していく必要があります。私たち弁護団は、今回の訴訟での勝利を確実なものとし、さらに大きな成果を得ることができるようにがんばります。皆さんの力強いご支援をお願いします。

## **改めて問う。外務省は恥の上塗りをやめて全部開示せよ**

弁護士 張界満

今回、第3次訴訟において、東京地方裁判所は、被告である国が全部又は一部を不開示処分とした外交文書348文書のうち268文書について、その不開示処分の全部又は一部を取り消す判決を下した。外務省の怠慢を強く糾弾した第1次訴訟での違法確認勝訴判決に続き、今回も、歴史的かつ画期的な勝訴判決を勝ち取ることが出来た。この勝訴の要因は、言うまでもなく、粘り強く運動を続けてこられた日本と韓国の市民の絆と努力の賜物である。

さて、今回の勝訴判決で注目すべきは、次の点であろう。残念ながら第2次訴訟では、外務省の傀儡となった東京地裁民事3部の裁判官ら（そして東京高裁・最高裁の裁判官らも）のために、完全に敗訴した。同じ内容の文書が韓国にあると言う原告の主張を無視し、仮に同じ内容の文書が韓国あったとしても、日本の文書（を開示すること）は（韓国の文書が開示されたのと比べて）「次元が異なる」という何とも不可解な理由で、原告を敗訴させたのである。

しかし、今回、川神裁判長をはじめ東京地裁民事2部の裁判官らは、第2次訴訟でも争われた文書と同じ内容の不開示文書について、その開示を命じたのである。

その理由については、詳しくは判決を参照頂きたいと思うが、その判断の背景に流れる裁判官の考えは、私たち市民と同じ「なぜ、半世紀近くたった現代で、過去の交渉で使われたつまらない数字やデータを隠さなければならないのか？」という、至極当然かつ素朴な疑問であったと言って差し支えないであろう。

更に、今回の判決では、当該不開示処分が適法と判断されたものの中にも、情報公開請求訴訟における裁判所の審理の制限（当該不開示情報の内容を直接見ることができないこと）を超え、本判決で示された観点から再度検討すれば、更に

その全部又は一部を開示する余地のあるものもあり得ると考えられるから、外務大臣においては、本件各文書中の不開示部分について、再検討を真摯かつ速やかに尽くしていくことが切に望まれるという付言もなされた。この付言を見れば、裁判官らが外務省の言いなりにならず、自らが文書に真摯に向き合い結論を出した（しかし、裁判としては、審理の限界で外務省を勝たせるほかなかった）という気概が伝わってくるのである。

私は、日弁連で戦後処理問題に関する特別部会に所属しているが、日弁連では大韓弁協と共同して、2010年12月11日、日本国による植民地支配下での韓国民に対する人権侵害、特に、アジア太平洋戦争時の韓国民に対する人権侵害による被害の回復を求める宣言をだしている。その宣言のなかでは、1965年の日韓請求権協定の完全最終解決条項の内容と範囲に関し、日韓両国政府にはその解釈・対応に相違があり、これが、被害者らへの正当な権利救済を妨げ、被害者の不信感を助長してきた点に鑑みれば、そのような事態を解消するために、日韓基本条約等の締結過程に関する関係文書を完全に公開して、歴史認識を共有し、実現可能な解決案の策定を目指すべきであり、韓国政府と同様、日本政府も自発的に関係文書を全面的に公開すべきことが重要である旨が宣言されている。

したがって、日韓の市民達が強く要望する全面開示の気持ちに応えるべく、日本政府は、積み残された戦後補償問題に対して真摯に向き合うべきであり、そして、今回の判決に関して言えば、外務大臣は、今回の司法判断、そして、上記共同宣言の内容を踏まえて、これ以上の恥の上塗りをやめて、自発的に関係文書を全面的に開示せよと強く要請するものである。

## 報告集会での原告の発言

チェボンテ  
**崔鳳泰さん**：2005年に韓国で判決が出て、新聞社はみな「パンドラの箱が開かれた」と報道した。日本でも条約締結から40年以上でパンドラの箱が開けられたということで、新しい世紀になればいいと思う。こういう判決を書くのは裁判官としては勇気がいること。裁判官が「遺書」として書いたのではないか。この判決で皆さんの負担がすごく重くなった。韓国では第一審で一部勝訴して、第二審段階で国が控訴したが、控訴を取り下げて全面公開をした。日本でも外務大臣がたぶん控訴するが、控訴をそのまま維持するか控訴を取り下げて全面公開するかは日本の市民の力にかかっている。韓国で全面公開され、被

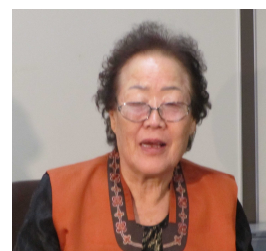


被害者に対する韓国政府の責任がある程度明らかになった。それ以後、色々な法律を作って被害者に対して一部補償している。日本でも文書が公開されれば補償に対する日本政府の責任が100%明らかになると思う。

<sup>イハンネ</sup>李鶴来さん：私たちの問題は半世紀以上も要請してきている。日韓会談が終わるまでは「何とか考えなくてはいけない」という話だったが、1965年の日韓会談が終わると、そこでみんな解決が済みました、韓国政府に申し出しなさいと、なかなか埒が開かない。そこで1991年に日本政府を相手に裁判を起こした。結局は敗訴になったが、付言では立法解決を促した。私たちは立法化運動を続けているが解決していない。韓国側が日韓会談のときに巢鴨に拘禁されているBC級戦犯の問題はどうするのかと提起したときに日本側ではその問題は別個の問題だから改めて検討しようとなってそのままになっている。これは両方とも怠慢だ。



<sup>イヨンス</sup>李容洙さん：正しい判決を出してくれたから、今からが始まりだ。文書の公開をきちんとやれば、これまでのややこしい問題は解決するのではないか。日韓は隣同士の国なので、早くこういう問題を解決してほしい。私たちは高齢だから死ぬ前によい解決を望む。そして将来若い人たちが手に手を取り合って仲良くしてくれるそういう社会になればいいと思う。



## 玄葉光一郎外務大臣宛に申し入れ書を正式に提出

李洋秀(イー・ヤンス) 事務局次長

10月23日(火)午後、「求める会」の田中宏共同代表と李洋秀事務局次長、山田恵子渉外部長の三人が外務省を訪れ、今月11日の東京地裁における「画期的な判決を受け入れて、判決が開示を命じた文書を直ちに開示するとともに、付言の指摘に従って不開示部分についても[真摯かつ速やかに]開示することを要請」する玄葉光一郎外務大臣宛の、太田修、田中宏、吉澤文寿、三人の共同代表名義による「申し入れ書」(全文は8頁に別掲)を「判決骨子」及び本会作成の共同声明「戦争および植民地支配に対する日本の責任問題は日韓請求権協定で解決

していません」を添えて、真鍋尚志(たかし)外交記録・情報公開室長に直接手渡して来ました。外務省側からは北東アジア課の山崎修課長補佐他一人が同席、計三人で対応しました。

情報公開を掲げ岡田外相が沖縄密約も公開させた民主党政権に大きく期待した本会では、今回の第3次訴訟が始まった2008年12月の第1回口頭弁論で韓国から駆け付けた原告の崔鳳泰(チェ・ボンテ)弁護士が傍聴席から「外務省が公開すれば、こちらも提訴を取り下げる」とイレギュラーな発言をし、裁判長どころかこちら側の弁護団をも驚かせましたが、外務省側が頑なな態度で和解に応じなかったために、4年近くの歳月をかけ公判を重ねて来ました。



この間、少しずつではありますが文書開示をしている外務省に対して、外務大臣や情報公開室長と話し合いを設定しようと努力して来たのですが、なかなか実現しませんでした。今回、田中共同代表の尽力で初めて、このような「申し入れ書」の提出と話し合いが実現しました。

外務省側から見れば、屈辱的な判決を受けて控訴の手続き中とも思われましたが、本会としても「全面勝訴」ではなく、一部の不開示部分に対しては訴えが却下され「情報公開法5条3号の不開示情報該当性が認められ」てしまったので、改めて全面公開をするように求めました。

今回は、単なる提出だけで終わらずに話し合いの場所も設定されたので、李事務局次長が幾つか書面を基に、外務省がまだ隠している文書の存在や不開示がもたらす逆効果等を説明しました。

具体的には、2次訴訟で完全に非公開にしたファイル『竹島問題に関する文献資料』(文書番号137)を例に挙げ、「何頁あるのか、どこの誰が、どこで何を、どのように記載したのか、外部で作成されたと思われる(それすらも非公開なので不明)「文献資料」すら一切隠蔽しては、外務省が自らのホームページで「竹島は我が国固有の領土」と主張していることと矛盾するのでは? 主張するのなら隠さずに堂々と主張するべきでは?」と指摘しました。「隠せば隠すほど、余程日本政府の主張が不当だということを証明する決定的な証拠でも含まれているのでは?と疑心暗鬼にならざるを得ない」と説明すると、情報公開室長は何も反論できず、ただ首を縦に振るのみでした。

次に『第7次会談全面会談在日韓国人法的地位小委員会』の33回～40回会合会議録(文書番号101)が、会議のあった5年後に書かれた鶴田という事務官

のメモに差し替えられているという事実です。言うまでもなく「メモ」は「会議録」ではありません。どこかに隠している「会議録」を公開しない限り、外務省はこの会号の「会議録」を公開したとは言えません。情報公開室長はまったく、この事実を知らないでいました。

また国立公文書館保管の『日韓請求権問題参考資料』（第1～第4分冊）の実物を示し、「神田の古書店から流出して既に手元にあるし、多くの学者の研究に資されて来ているので、今更この中身を必死に墨塗りしたり、不開示にしても何の意味もない」と言うと、「その文書はマル秘となっている筈だ」と情報公開室長は残念がりましたが、問題の本質は、日韓会談の中で決定的とも言えるほど重要なこの文書が、外務省が非開示としたリストにすら含まれていないことです。これで一体、何を開示したと言うのでしょうか？

最後に、今回の判決で唯一開示を命じられた「不開示理由8」（昭和天皇と韓国政府高官とのやりとり、情報公開法5条1号、3号）による開示命令の部分は、「下手に墨塗りをするから、中身を調べる必要が生じたのだが、下らない猥談程度に過ぎなかった。不要な墨塗りが、逆に注目を集める結果を生んだ」と言うと、余りの馬鹿馬鹿しさに一同呆れ返るしかありませんでした。

山田さんからは「自分は情報公開よりも、おもに日本軍〔慰安婦〕問題に取り組んで来たのだが、裁判では常に〔日韓協定で解決済み〕と片づけられてしまう。それならその協定が結ばれるまでの日韓会談の中で、この問題がどのように扱われ、どのような話合いが行われたのかをと調べると、今まで日韓会談の文書は一切不開示だった。したがって日韓関係の未来のためにも、この文書の公開は大切」という訴えがあり、「不開示部分についても〔真摯かつ速やかに〕開示することを要請」した今回の判決にも再度触れ、一日も早く文書を全面公開することを要望しました。

情報公開室長の立場としては「日韓が大切な隣人であることは疑いがない。しかし今日の要請を受けて、外務省がすべての文書をすぐに全面公開するという約束をここでできる訳ではない」という程度の返事しかできなかつたようですが、今回はこちら側の意見を伝える場所ができただけでも成果ではないでしょうか？

**※共同声明「戦争および植民地支配に対する日本の責任問題は日韓請求権協定で解決していません」**には日韓の380個人70団体から賛同をいただきました。ご協力ありがとうございました。

2012年10月23日

外務大臣 玄葉光一郎 殿

日韓会談文書・全面公開を求める会  
(共同代表 太田修、田中宏、吉澤文寿)

申し入れ書

去る10月11日に東京地裁民事第2部が下した日韓会談文書不開示処分取消し請求事件に関する判決は、「当該不開示処分に係る行政文書が、条約その他の国際約束に関する文書又はこれに準ずる文書等であって、その作成から当該不開示処分が行われるまでに少なくとも30年以上経過している場合には、被告は（中略）当該不開示文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお当該不開示処分の時点において同条(情報公開法5条 行政文書の開示義務)3号又は4号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情をも主張立証する必要がある」と判断しました。つまり、30年を超えてなお不開示とするには、相当の根拠が必要という明確な基準を示したのです。

また、判決には「外務大臣においては、本件各文書中の不開示部分について、（中略）再検討を真摯かつ速やかに尽くしていくことが切に望まれる」との付言も付されています。これが確定すれば、情報公開の在り方も、より市民社会に即した方向に進むと思われれます。

貴職におかれましては、このような画期的な判決を受け入れて、判決が開示を命じた文書を直ちに開示するとともに、付言の指摘に従って不開示部分についても「真摯かつ速やかに」開示することをここに要請します。

なお「判決骨子」と本会が作成した共同声明「戦争および植民地支配に対する日本の責任問題は日韓請求権協定で解決していません」を添付します。

(連絡先住所)

〒165-0031

東京都中野区上鷲宮1-8-2 山本方

日韓会談文書・全面公開を求める会



平成24年10月11日午前10時30分 判決言渡(703号法廷)

平成20年(行ウ)第599号 文書一部不開示決定処分取消等請求事件

東京地方裁判所民事第2部 川神裕(裁判長), 林史高, 菅野昌彦

(言渡立会い: 川神裕, 菅野昌彦, 岡部弘)

## 判 決 骨 子

第1 当事者 原告 崔鳳泰ほか10名

被告 国(処分行政庁 外務大臣)

第2 事案の概要

本件は, 原告らが, 外務大臣に対し, 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(情報公開法)に基づき, 昭和26年から昭和40年にかけて行われた日韓国交正常化交渉(日韓会談)に関する行政文書の開示請求をしたところ, 外務大臣から, 369文書(その後の追加開示により, 348文書となっている。)について, 情報公開法5条3号, 4号又は6号等の不開示情報が記録されているとして, その全部又は一部を開示しない旨の決定(本件各処分)を受けるなどしたことから, 本件各処分の取消し及び不開示部分の開示の義務付けを求めている事案である。

第3 主文の趣旨

本件各処分の一部(別紙2参照)を取り消し, 当該取消しに係る不開示部分の開示を義務付ける一方, その余の不開示部分に係る義務付けの訴えを却下し, 原告らのその余の請求を棄却する。

第4 理由の骨子

1 情報公開法5条3号, 4号, 6号該当性の審査方法及び主張立証責任の所在等

事務事業情報(情報公開法5条6号)に関しては, 被告において, 第三者機関であり情報の内容等を直接には把握することができない裁判所において当該情報が事務事業情報に該当するか否かを判断するのに支障がない程度の具体性をもって当該情報の内容を特定した上, これを公にすることにより当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があると認めるに足りる事情を主張立証すべきであり,

かつ、これで足りると解すべきである。

他方、国の安全等に関する情報（同条3号）及び公共安全秩序維持情報（同条4号）に関しては、裁判所の審理、判断が、行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つものとして許容される限度内のものであるかどうかを検討するという観点から行われるべきものであることから、㊸ まず、被告において、当該不開示処分に係る行政文書に記録されている情報に係る事柄、当該情報の性質、当該処分をするに当たって前提とした事実関係その他の当該不開示処分当時の状況等、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（同条3号）又は公共安全秩序維持に関するもの（同条4号）に当たることを推認するに足りる事情を主張立証すべきであり、㊹ 被告がした上記主張立証により、当該情報を開示することにより、不開示の理由とされた同条3号又は4号所定の「おそれ」があることが一般的又は典型的にみて肯定される場合には、同条3号又は4号に基づき開示をしないことを争う原告らが、当該不開示情報に該当すると認めることにつき行政機関の長の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったことを基礎付ける具体的事実について主張立証することを要すると解すべきである。

なお、㊺ 当該不開示処分に係る行政文書が、条約その他の国際約束に関する文書又はこれに準ずる文書等であって、その作成から当該不開示処分が行われるまでに少なくとも30年以上経過している場合には、被告は、上記㊸の事情として、同条3号又は4号の不開示情報に該当するとされる当該情報につき、当該行政文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお当該不開示処分の時点において同条3号又は4号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情をも主張立証する必要があると解するのが相当である。

## 2 本件各処分に係る不開示文書又は不開示部分の不開示情報該当性

被告の主張に係る本件各処分の理由の類型に応じ、別紙1のと通りの7類型に分けて不開示情報該当性を検討した（なお、不開示理由7に関する請求については、訴えの取下げがされた。）。

(1) 不開示理由 1

被告は、本件各処分に係る行政文書（本件各文書）には、韓国との交渉の際の日本政府部内の検討の様子等が子細に記されているなどとして、今後想定される日朝国交正常化交渉等における北朝鮮との交渉上不利になるおそれ（情報公開法 5 条 3 号）がある旨主張し、原告らは、被告の具体的な主張立証が尽くされていないなどと主張する。

当裁判所は、本件各文書が上記 1 ㊸の場合に該当すると認め、被告が上記 1 ㊸及び㊹の事情を主張立証しているかどうかを検討したところ、特に、対象文書に記録されている情報が、①本件各文書の開示部分に記録されている情報と同一の内容のもの又は同一と評価し得るもの、②日韓会談において両国間で授受された文書（韓国側開示文書として開示されているものと推認される。）に記録されているもの、③当時の官公庁において一般国民に公開することも予定して一般的又は網羅的に調査するなどして得た情報であって現在において一般に入手可能なもの等に記録されているもの、④専ら当時の財政事情、経済情勢又は貨幣価値等に基づく検討内容又は計算金額等に係るもの、⑤日本に所在する朝鮮半島に由来する文化財に関する客観的事実等に係るものであると認められる場合には、上記 1 ㊸の事情があるとは認められず、また、⑥上記②以外ののものであっても、韓国側開示文書によって既に公にされている情報と同一の内容のもの等であると認められる場合には、外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があると認められるが、その余のものについては原則として情報公開法 5 条 3 号の不開示情報に該当すると認められると判断した（本件各処分のうち不開示理由 1 に係るもので取り消すべきものの数等は、別紙 2 の 1 のとおり）。

(2) 不開示理由 2

被告は、本件各文書には、韓国との交渉の際の日本政府部内の検討の様子等が子細に記されているなどとして、他国との信頼関係を損ない、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法 5 条 3 号、6 号）が

あると主張し、原告らは、被告の具体的な主張立証が尽くされていないなどと主張する。

当裁判所は、同条3号の不開示情報該当性については、本件各文書が上記1㉔の場合に該当すると認め、被告が上記1㉕及び㉖の事情を主張立証しているかどうかを検討したところ、30年以上の期間の経過、その間の事情の変更等の当裁判所の認定事実を総合考慮すれば、対象文書に記録されている情報が、日韓会談及びその準備段階の政府部内における議論の内容やそれに対する評価、政府部内での検討の様子等の内部機密情報であることのみをもって、直ちに、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するものに当たることを推認することはできないが、これらの情報が本件各処分当時においてなお日本と韓国等との間で交渉の対象となっている事項についての日本側の対処方針等であったり、現在においてもなお一般的に韓国国民が日本政府から蔑視され又は日本政府によりその自尊心を害されたなどと感じ得るものであったりするなどの事情がある場合には、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するものに当たることを推認する余地があると判断し、これらの点を踏まえて同条6号の不開示情報該当性についても判断した（本件各処分のうち不開示理由2に係るもので取り消すべきものの数等は、別紙2の2のとおり）。

### (3) 不開示理由3

被告は、本件各文書には、竹島問題等に関する韓国との交渉の際の日本政府部内の検討の様子等が子細に記されているなどとして、竹島問題等に関する韓国との交渉上不利益になるおそれ（情報公開法5条3号）があると主張し、原告らは、被告の具体的な主張立証が尽くされていないなどと主張する。

当裁判所は、本件各文書が上記1㉔の場合に該当すると認め、被告が上記1㉕及び㉖の事情を主張立証しているかどうかを検討したところ、対象文書に記録されている情報が、①竹島問題に関する日本側の提案・見解・

対処方針等であって、日本側が韓国側に文書で提示したもの又は日韓両政府間で現に行われた交渉時に発言されたもの（ただし、後者については原則として非公開約束があるものを除く。）、②竹島問題に関して韓国側から示された提案・見解等（ただし、原則として非公開約束があるものを除く。）、③竹島問題に関する第三国の見解等に関するものであると認められる場合は、上記1㉗の事情があるとは認められず、その余のものについては情報公開法5条3号の不開示情報該当性が認められるもの又はこれを個別的・具体的に検討すべきものであると判断した（本件各処分のうち不開示理由3に係るもので取り消すべきものの数等は、別紙2の3のとおり）。

#### (4) 不開示理由4

被告は、本件各文書には、要人警備又は海上警備等に関する情報が子細に記されているなどとして、これを公にすることによる犯罪の予防、鎮圧等の公共安全秩序維持に支障を及ぼすおそれ（情報公開法5条4号、6号）があると主張し、原告らは、被告の具体的な主張立証が尽くされていないなどと主張する。

当裁判所は、同条4号の不開示情報該当性については、本件各文書が上記1㉗の場合に該当すると認め、被告が上記1㉗及び㉘の事情を主張立証しているかどうかを検討したところ、対象文書に記録されている情報は、要人警護若しくは海上警備の具体的方法等又は犯罪の捜査手法等に係るものであれば、上記(1)①のもの等に該当しない限り、同号の不開示情報該当性が認められると判断し、これらの点を踏まえて同条6号の不開示情報該当性についても判断した（本件各処分のうち不開示理由4に係るもので取り消すべきものの数等は、別紙2の4のとおり）。

#### (5) 不開示理由5

被告は、本件各文書には、公表慣行のない国の機関の連絡先が記されているとして、これを公にすることによる国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法5条6号）があると主張し、原告らは、被告の具

体的な主張立証が尽くされていないなどと主張する。

当裁判所は、対象文書に記録されている情報が、警察庁その他の関係機関の非公表の内線番号又は外線直通番号であり、警察庁その他の関係機関の事務の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があると認められるから、情報公開法5条6号の不開示情報に該当すると判断した。

#### (6) 不開示理由6

被告は、本件各文書には、竹島を含む水域の警備等に関する情報が記されているなどとして、これを公にすることにより、韓国との信頼関係を損ない、公共安全秩序維持や国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法5条3号、4号、6号）があると主張し、原告らは、被告の具体的な主張立証が尽くされていないなどと主張する。

当裁判所は、同条4号の不開示情報該当性につき、本件各文書が上記1㊸の場合に該当すると認め、被告が上記1㊹及び㊸の事情を主張立証しているかどうかを検討したところ、対象文書に記録されている情報が、竹島を含む水域の海上保安庁による海上警備の方法の具体的内容や自衛隊を出勤させた場合の法的な問題点に関する具体的見解に係るものであり、一般的又は類型的にみて、公共安全秩序維持に関するものに当たることを推認できること等から、同号の不開示情報に該当すると判断した。

#### (7) 不開示理由8

被告は、本件各文書には、昭和天皇と韓国政府高官とのやりとりが記されているとして、公にする慣行のない個人情報であり、これを公にすることにより他国等との信頼関係が損なわれるおそれ（情報公開法5条1号、3号）があると主張し、原告らは、上記やりとりが、昭和天皇にとっては国事行為に相当する公人としての行為であり、韓国政府高官にとっては自著でその内容を紹介しているものであること、長期間の時の経過等からすれば、被告の主張は認められないなどと主張する。

当裁判所は、同条1号の不開示情報該当性について、行政文書に記録され

ている情報であって天皇が公人として行う行為である外国要人との拝謁等に係るものは、形式的には同号ハの「公務員等の職務の執行に係る情報」には該当しないものの、その内容・性質等に鑑みると、実質的には公務員の職務の執行に係る情報に準じるものと見ることができると解した上、本件においては、対象文書に記載されている情報が同号イの「慣行により公にすることが予定されている情報」に当たるものと判断した。また、同条3号の不開示情報該当性についても、本件においては、一般的又は典型的にみて、現時点においてこれを公にしたとしても、韓国等との信頼関係を損なうものとはいえないとして、これに該当しないと判断した。

### 3 当裁判所の付言

なお、当裁判所は、本件各処分のうち前記2で適法とされたものの中には、処分行政庁である外務大臣において、情報公開法に基づく不開示情報についての裁判所の審理の制約（当該情報の内容と開示部分の内容とを直接対照することができないこと）を超えて、当裁判所が説示した観点、特に本件各文書の開示部分に記録されているものと同一の内容のもの等に当たるかどうかという観点から再度検討すれば、更にその全部又は一部を開示する余地のあるものもあり得ると考えられるから、外務大臣においては、本件各文書中の不開示部分について、上記の観点からの再検討を真摯かつ速やかに尽くしていくことが切に望まれるというべきである旨付言した。

(別紙1)

本件各処分の不開示理由類型

- 1 北朝鮮との交渉上不利になるおそれ（情報公開法5条3号。不開示理由1）
- 2 他国との信頼関係を損ない、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（同条3号、6号。不開示理由2）
- 3 竹島問題等に関する韓国との交渉上不利益になるおそれ（同条3号。不開示理由3）
- 4 要人警備又は海上警備等に関する情報を公にすることによる犯罪の予防、鎮圧等の公共安全秩序維持に支障を及ぼすおそれ（同条4号、6号。不開示理由4）
- 5 公表慣行のない国の機関の連絡先を公にすることによる国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（同条6号。不開示理由5）
- 6 竹島を含む水域の警備等に関する情報を公にすることにより、韓国との信頼関係を損ない、公共安全秩序維持や国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（同条3号、4号、6号。不開示理由6）
- 7 昭和天皇と韓国政府高官とのやりとりであって公にする慣行のない個人情報であり、これを公にすることによる他国等との信頼関係が損なわれるおそれ（同条1号、3号。不開示理由8）



(別紙2)

本件各処分 of 取消部分及び適法部分の概要

1 不開示理由1 関係

合計数	取消部分		適法部分
	全部取消	一部取消	
256	117	47	92

2 不開示理由2 関係

合計数	取消部分		適法部分
	全部取消	一部取消	
65	57	1	7

3 不開示理由3 関係

合計数	取消部分		適法部分
	全部取消	一部取消	
44	31	8	5

4 不開示理由4 関係

合計数	取消部分		適法部分
	全部取消	一部取消	
11	5	0	6

5 不開示理由5 関係

合計数	取消部分		適法部分
	全部取消	一部取消	
1	0	0	1

6 不開示理由6 関係

合計数	取消部分		適法部分
	全部取消	一部取消	
3	0	0	3

7 不開示理由8 関係

合計数	取消部分		適法部分
	全部取消	一部取消	
2	2	0	0

8 総計 (1~7の合計)

合計数	取消部分		適法部分
	全部取消	一部取消	
382	212	56	114

※ 「取消部分」は、本件各処分 of 全部又は一部を取り消すべきものをいい、「適法部分」は、本件各処分に取り消すべき部分がないものをいう。

# 「韓日条約の文書」公開判決..パンドラの箱開くのか 独島(ドクト)・北韓・請求権協定の関連文書が公開されるか注目

東京=連合ニュース(配信) / 20121011 17:17

日本は、韓国政府が2005年8月1965年日韓基本条約に関連した韓国側文書を全面公開した後も、自国の文書を公開しなかった。吉沢文寿新潟国際情報大学准教授を中心にした日本の教授、弁護士らはその年の末に「韓日会談文書全面公開を求める会」を結成することになった背景だ。

彼らは「韓国は全面公開したのだから日本も全面公開せよ」と日本政府を圧迫し始めた。韓日条約に関連した日本側文書は全てで6万頁。日本政府はこのような圧力に押されて日本側文書を公開したが、25%は最初から公開しなかったり、主な部分に墨塗りをして隠した後公開した。日本政府は当時、非公開にした理由として「今後、対北朝鮮交渉で不利になる恐れがある」とか「韓国との信頼関係を害する恐れがある」、「独島と関連した交渉で不利になることがある」などを挙げた。今後日朝国交正常化交渉や韓国との独島交渉が残っているだけに内部議論を公開したくないという意味に受け入れられた。日本政府はこれらの文書を2006年8月と2007年11月、2008年4~5月3回に分け、非公開部分も含めて公開した。

これに伴い、日本教授・弁護士が中心となった市民団体と韓国側日本軍慰安婦被害者なども3回にかけ非公開部分を公開せよという行政訴訟を起した。結果は1次訴訟は原告勝訴、2次訴訟は原告敗訴で終わった。1次訴訟の場合、日本政府が1審で敗訴した後控訴して途中訴え取下げ決定を下し、一部文書の公開につながった。この時公開された書類には日本外務省が1965年に作成した「韓日請求権協定締結後にも個人請求権は有効だ。請求権協定と個人請求権は関係がない」という内容の内部文書も含まれていた。

すなわち日本は日韓請求権協定には「個人の請求権問題などは完全に、最終的に解決された」と書き込んだが、内部文書には「請求権協定の意味は国家の外交保護権を行使しないというだけで、国民の財産(個人請求権)で国家の債務を充当したのではない」と明示した事実がこの時明らかになった。韓国側を相手にしては個人請求権消滅を主張しながらも、自国民を相手にすると「個人請求権を勝手に消滅させた」と非難されたくなかった日本政府の内心が表れたわけだ。

3次訴訟の結果で、どんな文書が公開されるかはまだ分からない。しかし3次訴訟が1、2次訴訟と比較できないほど圧倒的に分量が多いという点から、北朝鮮と独島(ドクト)問題などに関し破壊力を持った事実が明らかになる可能性も排除できないという観測だ。

原告側関係者は「日本は6万頁のうち、25%を非公開したり一部を墨塗りした後公開した」として、「このうち、1次訴訟対象が1%、2次訴訟対象が1%ならば残りの23%が3次訴訟対象」と話した。日本政府の非公開理由から見る時、3次訴訟対象には請求権協定、独島、北朝鮮などに関連した文書が多数含まれると見られる。1次訴訟の結果、「請求権協定と個人請求権は関係がない」という外務省内部文書が公開されたように、3次訴訟でも独島、北朝鮮などに関連した日本政府の内部文書が公開された場合、両国関係に少なくない影響を与えるという点は明らかだ。特に独島関連文書は韓日関係で「もろ刃の刃」になる可能性もある。当時韓国や日本の提案のうち、どちらか一方に大きく不利な内容が混ざっている可能性があるためだ。原告の1人である崔鳳泰(チェ・ポンテ)弁護士は、「今後、日本が韓日条約以後にも国際司法裁判所の話数十年間出せなかった理由が公開されるかも知れない」と期待した。

日本外務省は1審判決を受け入れて直ちに該当文書を公開するかも知れないが、2週間の期間内に控訴するかも知れない。日本側が控訴した場合は、相当な期間が流れた後になってやっと、既に全面公開されている韓国側文書と日本側の非公開文書を比較してみられると予想される。



記者会見に臨む原告と弁護団（司法記者クラブ）

## 2012年度総会・公開シンポジウムのご案内

### ★日韓会談文書・全面公開を求める会2012年総会

日時：12月22日（土）午前10時半～12時（午前10時開場）  
 場所：東京しごとセンター5Fセミナー室（千代田区飯田橋3-10-3  
 JR飯田橋駅より徒歩7分、東京メトロ東西線飯田橋駅徒歩3分）  
 内容：10・11東京地裁判決の意義（弁護団）  
 2012年度活動報告・2013年度活動方針  
 2012年度決算、2013年度予算

総会議案は12月初旬に会員の皆様にお届けする予定です。

### ★公開シンポジウム「判決を読み解く 日韓会談文書開示

#### 請求第3次訴訟」

日時：12月22日（土）午後1時半～4時半（午後1時開場）  
 場所：東京しごとセンター5Fセミナー室  
 参加費：500円  
 主催：日韓会談文書・全面公開を求める会  
 内容：2000ページを大きく超える10・11判決。この画期的勝訴判決  
 に刻まれたメッセージを、植民地清算、戦後補償、情報公開、そして  
 市民社会の発展等、多面的に「読み解く」。(パネリストは未定)

#### カンパのお願い

国側控訴の可能性、追加開示請求の取り組み等、今後も闘いが続きます。ぜひご支援をお願いします。

【郵便振替口座】  
 00820-7-102287  
 加入者名：日韓会談文書・全面公開を求める会

### 日韓会談文書・全面公開を求める会

共同代表：太田 修 田中 宏 吉澤 文寿  
 (事務局)